

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩内町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を強く認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道岩内町長

公表日

平成27年10月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する事務を行う。</p> <p>・介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 被保険者の資格に関する事務2. 介護保険料額の算定に関する事務3. 納入通知書による介護保険料額の通知に関する事務4. 介護保険料の納入状況の管理に関する事務5. 介護サービス受給のための要介護認定申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施に関する事務6. 高額介護サービス費等の介護給付の申請受付、決定の実施に関する事務7. 介護保険に関わる証明書の発行に関する事務8. 介護保険被保険者台帳の照会に関する事務 <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険資格情報ファイル、介護保険料賦課・徴収情報ファイル、介護保険受給者情報ファイル、介護特別徴収対象者情報ファイル、介護予防支援情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一68項 平成26年内閣府・総務省省令第5号第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(番号法別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95項 (番号法別表第二における情報照会の根拠) 93,94項 (平成26年内閣府・総務省令第7号における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 (平成26年内閣府・総務省令第7号における情報照会の根拠) 46,47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部保健福祉課(介護保険担当)
②所属長	民生部保健福祉課課長(介護保険担当)
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町総務部総務財政課(総務担当)0135-62-1011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町総務部総務財政課(総務担当)0135-62-1011

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

